

保険料の納め方

年金から天引きで納める「特別徴収」と、納付書又は口座振替で納める「普通徴収」があります

受給している年金が年額18万円未満である。

はい

いいえ

《 普通徴収 》

納付書又は口座振替で納めます。
納付書の場合は、お送りする納付書で納期限までに納めてください。

【便利な口座振替を御利用ください。】

市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室及び上海府連絡所の窓口で手続きが可能です。

※今まで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も改めて手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ①振替口座の預金通帳 ②通帳のお届け印
③資格確認書又は保険料額決定通知書

はい

介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える。
介護保険料を納付書や口座振替で納めている。

いいえ

《 特別徴収 》

年金から納めます。保険料の年額を年金受給月（年6回）に分けて年金から納めていただきます。

4月	6月	8月
仮徴収		

※ 今年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。

10月	12月	2月
本徴収		

※ 確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。

◆複数の年金を受給されている方、年度の途中で加入される方、お住まいを変更される方などは特別徴収にならない場合があります。

◆特別徴収の方は、手続きにより口座振替を選択することができます。

「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出すると、年金からの天引きが中止され、口座振替による納付に変更になります。（保険料の総額は変わりません。）

10月分からの年金天引きが中止となるのは、7月24日（金）申し出分までです。その後につきましては、12月以降の中止になります。

申請窓口 ～ 市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室及び上海府連絡所

※金融機関では手続きできません。

必要なもの ～ ①振替口座の預金通帳 ②通帳のお届け印 ③保険証

《年金からの天引きでの納め方でよろしければ、手続きの必要はありません。》

社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。

- ・年金からの天引きによる納付……年金受給者御本人に適用
- ・納付書、口座振替による納付……実際に負担した方（口座振替の場合は口座名義人）に適用

◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

お問い合わせ

◆村上市 税務課 市民税室 保険税担当 ☎0254-75-8949（直通）

◆新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221

ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

令和8年度の後期高齢者医療保険料

今年度の保険料額が決定しましたので、お知らせします。

○令和8年度から、子ども・子育て支援金が追加で徴収されます。

○均等割7割軽減対象者に対し、医療分の均等割額をさらに0.2割軽減し、低所得者の保険料抑制を図ります。

同封の『後期高齢者医療保険料納入通知書』のとおり、保険料を納めてください。

- ◆ 特別徴収の方は、年金から天引きでの納付になります。
- ◆ 口座振替の方は、納期限日に御指定の口座から振替します。
- ◆ 納付書の方は、同封の納付書で納期限までに下記の納付場所で納めてください。

【納付場所】

○村上市役所本庁、各支所、上海府連絡所

○全国の下記金融機関の本店・支店

第四北越銀行 村上信用金庫 北新潟農業協同組合

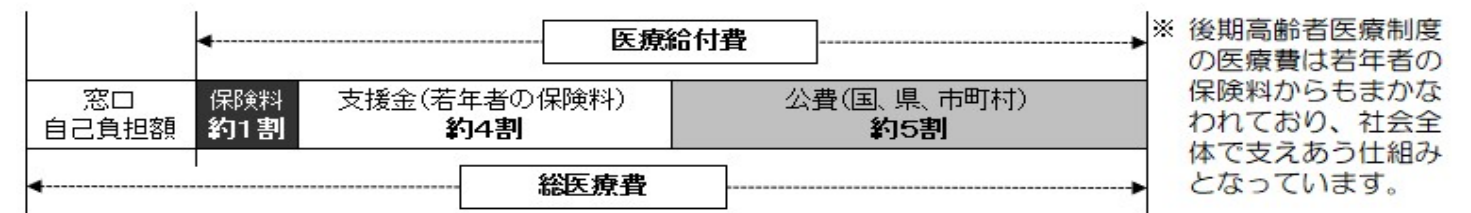
新潟県労働金庫 大光銀行 新潟県信用組合

東日本信用漁業協同組合連合会 きらやか銀行 ゆうちょ銀行 郵便局

○コンビニエンスストア

保険料の決まり方

保険料率は、被保険者の医療給付費（総医療費から自己負担額を除いた額）の約1割を、被保険者全員でまかなえるように算定します。



◆保険料は、前年中の総所得金額等や世帯の所得状況などにより、個人単位で賦課されます。

◆保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年中の所得に応じて決まる「所得割額」の合計です。

◆保険料判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した方は資格取得日になります。

【医療分】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{【限度額 85万円】} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{1人当たり} \\ \text{49,200円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{（前年中の総所得金額等－基礎控除額※）} \times \text{所得割率} \{ 8.61\% \} \\ \hline \end{array}$$

【子ども分】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{【限度額 2.1万円】} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{1人当たり} \\ \text{1,354円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{（前年中の総所得金額等－基礎控除額※）} \times \text{所得割率} \{ 0.26\% \} \\ \hline \end{array}$$

※ 基礎控除額は、被保険者本人の合計所得金額が2,400万円以下は43万円、2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円、2,500万円超は0円となります。

総所得金額等とは

それぞれの収入から必要経費（公的年金等控除、給与所得控除など）を控除して求められた所得（年金所得、給与所得や事業所得など）の合計額です。（税務申告の際の、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを控除する前の所得額です。）

※遺族年金や障害年金などの非課税年金は、保険料算定の対象にはなりません。

このチラシは、令和8年7月1日現在の内容で作成しました。

保険料額決定通知書の見方

令和7年中の総所得金額等から基礎控除を引いた額

所得に応じて負担していただく保険料を求めるための率

今年度の1年間の保険料額

保険料計算の内訳(算定方法は裏面をご覧ください)

区分	①保険料計算のもととなる所得	②所得割率	③所得割額 (①×②)		④均等割額	⑤算出額 (③+④)		⑥限度額を超える額
医療分		8.61						
子ども分		0.26						
区分	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑧-⑦-⑩)	月数	⑪月割減額 (⑨+⑩-⑧-⑦-⑪)	⑫保険料額※ (⑨+⑩-⑧-⑦-⑪)	※100円未満切捨て
医療分								
子ども分								

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

区分	⑬均等割額	均等割軽減割合	⑭均等割軽減額	⑮年間保険料額 (⑪-⑭)	月数	⑯月割減額	⑰減免額
医療分	*****	*****	*****	*****	***	*****	
子ども分	*****	*****	*****	*****	***	*****	

所得の状況に応じた軽減制度に該当する場合、軽減となる額

被用者保険の被扶養者であって後期高齢者医療制度加入後2年以内の方

加入(予定)月数

加入月数が1年未満の場合に減額となる額

保険料納入通知書の見方

徴収の方法

特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)

今年度の村上市に納める年間保険料額

普通徴収

納付書又は口座振替の場合それぞれの徴収額と納期限(口座振替日)が記載されています。

特別徴収

年金からの天引きの場合それぞれの徴収額と徴収月が記載されています。

決定(変更)理由	決定
徴収決定年月日	令和8年7月1日
村上市に納付する保険料額	円

あなたの納付方法は下記のとおりです。

納付方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
特別徴収年金給付額	※
口座振替に納付する場合の口座情報	普通徴収分はこの欄に記載の口座から振替(空欄の場合は納付書払)

【期別保険料額】

期別・月		決定		*****		納期限
		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4期 5期 6期 7期 8期 9期 10期 11期 12期	4月			*****	*****	
	5月			*****	*****	
	6月			*****	*****	
	7月			*****	*****	
	8月			*****	*****	
	9月			*****	*****	
	10月			*****	*****	
	11月			*****	*****	
	12月			*****	*****	
	1月			*****	*****	
	2月			*****	*****	
	3月			*****	*****	
合計額				*****	*****	

年金からの納付の場合、天引きされる年金内容

※現在受給されている年金額をすべて記載しているわけではなく、天引きされる年金の額を記載したものです。また、年金保険者から通知された1種類の年間年金額を記載しているため、現在受給されている年金額と異なる場合があります。

本年4月・6月・8月に仮に徴収する額

2月の年金天引き額と同額が翌年度4月・6月・8月に仮に徴収する保険料額となります。

所得の状況に応じた軽減(今回の通知書に反映されています)

均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主(被保険者でない方も含む。)の所得の合計金額をもとに、下表の基準により判定します。

【医療分】

均等割額軽減割合	同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計金額	軽減後の均等割額(年額)
7.2割(35,424円)軽減※	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	13,776円
5割(24,600円)軽減	43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	24,600円
2割(9,840円)軽減	43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	39,360円

※7割軽減に加え、国の交付金により更に0.2割の減額を行っています。

【子ども分】

均等割額軽減割合	同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計金額	軽減後の均等割額(年額)
7割(948円)軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	406円
5割(677円)軽減	43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	677円
2割(271円)軽減	43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	1,083円

下線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

○給与所得者等とは

給与の収入額(専従者給与を除く)が55万円を超える方又は公的年金の収入額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方です。給与・年金両方に該当する場合は1人と数えます。

※専従者控除および長期譲渡所得の特別控除がある場合は、控除前の所得額で判定します。

○均等割額軽減判定時の公的年金所得計算方法(昭和36年1月1日以前に生まれた65歳以上の方のみ)

公的年金収入-公的年金等控除額-特別控除15万円=公的年金等所得

被用者保険の被扶養者に対する軽減(今回の通知書に反映されています)

制度加入前日に、会社の健康保険など被用者保険の被扶養者であった方(保険料負担のなかった方)は、資格取得月から2年間は保険料「均等割額」の5割が軽減されます。「所得割額」はかかりません。

軽減内容	
均等割額	所得割額
5割軽減(軽減後の年間保険料額25,200円)	かかりません

- 市町村の国民健康保険や国民健康保険組合などは対象となりません。
- 世帯の所得が「均等割額の軽減」の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

※制度加入前日に被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず軽減されていない方は、市役所税務課へお申し出ください。

保険料の納付が困難になったときは・・・

- ◆市では、納付相談をいつでも受け付けていますので、お気軽に御相談ください。現在の状況をお聞きし、それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきます。
- ◆火災などの災害に遭ったときや、失業や廃業などによる所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難となった場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

